

桂川町農業委員会第2回総会議事録

- 1 開催日時 令和4年5月9日(月) 午後1時30分～午後2時10分
- 2 開催場所 桂川町役場 301会議室
- 3 出席委員 8名

正議長	藤春 郁夫	5		最適化推進委員	
副議長	原中輝司	6		11	藤川房信
1	山邊俊明	7	竹本貞男	12	平塚重義
2		8	芳中悟	13	大塚清文
3	野上伸太郎	9	林英明	14	小野山千秋
4	久保正澄	10			

- 4 欠席委員 4名

5 議事日程

議事録署名委員の指名

- (1)議案 第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2)議案 第3号 桂川町農用地利用集積計画の決定について
- (3)議案 第4号 桂川町農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
- (4)報告事項 第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について
- (5)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小金丸 卓哉
係長 藤木 秀臣
書記 原田 海世

7 会議の概要

- 事務局 ご起立お願いします。
 只今より令和4年度第2回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください、一同、礼。御着席ください。
 以降、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、藤春会長に執り行っていただきます。よろしくお願いします。
- (会長あいさつ)
- 議長 只今より令和4年度第2回桂川町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中8名出席で定足数に達しておりますので総会は成立しております。2番原中壽委員、5番神崎宏昭委員、6番高嶋征敏委員、10番古野泰治郎委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。
 それでは議事録署名委員及び会議書記を、議長から指名させていただく事にご異議ありませんか。
- 会場 (異議なしの声)
- 議長 それでは議事録署名委員を4番久保正澄委員、7番竹本貞男委員にお願いします。なお、会議書記には農業委員会事務局の原田氏を指名いたします。
 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について議案に供します。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 **【議案書に基づき説明】**
 補足説明としまして、自作地5,624㎡ですが、こちらは全て飯塚市の自作地となっております。
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かございますか。ここは親子ですか。
- 事務局 はい、親子です。
- 林委員 自作地が飯塚市というのはどういうことですか。
- 事務局 ○○さんが飯塚市で耕作されている農地です。

議 長 質問はよろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全 委 員 (挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第3号、桂川町農用地利用集積計画の決定について議案に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【議案書に基づき説明】
 今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に規定する案件
 令和4年5月10日から令和7年5月9日 3年 賃貸借権
 通年 田 水稲 5,048㎡ 3筆 貸手2 借手2
 令和4年5月10日から令和9年5月9日 5年 賃貸借権
 通年 田 水稲 11,830㎡ 12筆 貸手4 借手4
 令和4年5月10日から令和14年5月9日 10年 賃貸借権
 通年 田 水稲 44,411㎡ 33筆 貸手11 借手6

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質問、ご意見等はございますか。

林 委 員 4ページ4番目の〇〇さんと〇〇さんの面積が同じなんですが、こういう書き方で良いんですか。親子ですか。

事 務 局 親子です。

林 委 員 面積が同じだから、共同でしてるんですか。

事 務 局 実際にいいますと、世帯耕作面積という形になりますので、それで同一面積となっているかと思えます。こちらにつきましては、手持ち資料がございませんので確認をさせていただきたいと思えます。

芳 中 委 員 〇〇さんは息子さんですか。

事 務 局 そうです。

議 長 長男の方ですね。

竹本委員 息子は息子で利用権設定をした分を報告しないといけないんじゃないですか。

事務局 そうですね。

竹本委員 お父さんの名前で登録したらだめですよ。

事務局 貸手と借手は記載のとおりで面積の表現の所を確認させていただきたいと思います。

議長 面積は確実にまちがっているんだから、何でそういう事になったのかを報告してください。息子さんは息子さんで耕作しているんだから。

事務局 はい。

議長 そこを次回にでも報告させていただきます。よろしいでしょうか。

事務局 はい、申し訳ございません。

議長 多分ですね、〇〇さんと〇〇さんも自分の耕作面積を持ってるんですよ。なので実際はその面積を表示しないといけないと思うんですが、何でもこういう風にしたかは先ほども申しましたとおり、次回に回答させていただきます。他はよろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案第3号、桂川町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。続きまして議案第4号、桂川町農用地利用集積計画所有権移転の決定について議案に供します。関連がありますので、報告事項第2号、農地法第18条第6項の規定による届出についても合わせて事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書に基づき説明】

竹本委員 18ページの年間延日数が530日というのは、どういうことですか。

議長 2人分だからじゃないですか。2人でしていたら延べになるでしょう。そういう解釈じゃないですか。

事務局 今ご指摘の530日というのがお二方の雇用日数という事で、延べの日数でございます。2人が農業に従事している日数ですので、365日を上回っているという事です。

林委員 14ページなんですが、単価的に普通、畑というのは反あたり40万か50万ですよ。ここは。

事務局 反80万です。

林委員 高いですよ。これぐらいなんですか。

事務局 今ご指摘をいただきましたとおり、桂川町の田んぼの売買価格は大体40万から60万での契約が多いです。こちらにつきましては、今度2か月後に推進機構から買主の〇〇さんという地元の農家さんが買われるんですけど、そちらが隣どうし、1枚の形で耕作をされている農地になります。これはちょっと買主さんの意向もありまして、高値でというお話でございます。

林委員 例えば16ページは。

事務局 16ページの〇〇さんにつきましては反あたり60万の計算でございます。こちら今度購入される方が17ページの地図でいいますと、隣どうしの敷地になりまして、こちらどうしても耕作するにあたっては隣の人に一緒に耕作してもらった方が良いという事で、のりの部分を〇〇さんが工事をしてフラットにするという所で、そういうのもふまえて、高めにしております。

議長 他にはありますか。

久保委員 〇〇さんがトラクターを18台も持っているのかなと、18人も乗る人がいるのかなと思ってですね。

事務局 はい、所有しているのはこれぐらいということですね。

議長 採決する前にですね、こういう農地売買の案件が非常に増えてくると思

います。皆さんにおかれましても、農地をどうしようかという相談があったら、前回説明したとおり、機構をつかったら後の手間がいませんよという話をしてください。

皆さんからご質問はございますか。よろしければ採決いたします。議案第4号、桂川町農用地利用集積計画の決定について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

全 委 員 (挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。続きましてその他事項について事務局よりお願いします。

事 務 局 その他事項
・農地利用最適化推進委員の業務について
・利用権設定申出書の押印など

議 長 次回の農業委員会は6月6日月曜日に行います。以上をもちまして桂川町農業委員会第2回総会を閉会します。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証明するため署名する。

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____